

ベテラン技術者の有効活用を狙いとした73歳までの雇用延長 一般財団法人工業所有権協力センター

財団概要

本部所在地	東京都墨田区
設立年	1985年（昭和60年）
事業の種類 具体的事業内容	特許審査に必要な先行技術の調査、特許出願等への分類付与による検索データベースの作成
役職員数 55歳以上の高年齢者率	1,801名 90.7%
定年年齢	60歳
継続雇用制度	特定の条件を満たす場合、73歳まで継続雇用（調査業務部門のみ）

一般財団法人工業所有権協力センター（IPCC）は、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に基づく国内最大規模の登録調査機関として、特許審査にかかる先行技術調査や特許出願への分類付与業務を行っている。先行技術調査とは、様々な特許出願に関して、それと同じ技術、又は類似の技術が過去に存在していないかどうかを調査する業務であり、分類付与業務とは、特許出願へ国際特許分類（FI）及び「Fターム」と呼ばれる国内独自の特許分類を付与する業務である（一元付与）。これらの調査業務を担当する職員（「主席部員」と呼ばれる）の平均年齢は61.2歳と極めて高いが、それはこのような事業特性から、企業において永年研究開発等に携わってきたハイレベルな専門知識と経験が必要とされる者を採用しているためである。



本部外観

雇用の概況

組織は前述の先行技術調査や分類付与を実施する調査業務センター、その調査業務を的確に実施するための人材の確保及び職員の研修を実施する人材開発センター、工業所有権情報の分類付与等に関する技術の調査・研究・開発を行う研究所及び企画室、総務・人事・経理を担当する事務局からなる。

合計	44歳以下	45～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
1,801名	66名	101名	396名	874名	336名	28名
100.0%	3.7%	5.6%	22.0%	48.5%	18.7%	1.6%

役職員数は平成22年1月現在1,801名。その内の9割を占めるのが「主席部員」と呼ばれる専門技術者である。主席部員は民間企業で永年設計や研究開発などの業務に携わった経験者であり、民間企業からの出向という形で採用されるケースが多い。50代半ばで出向者として同財団にて就業し、出向元企業で定年を迎えた後、同財団の「嘱託員」となり、65歳を上限に再雇用される。それ以後も一定の条件を満たす者は「調査員」として69歳まで働くことができる。更に、それぞれの貢献度、担当分野の業務量によっては、「特任調査員」として71歳まで引き続き雇用しており、平成21年4月から、その上限年齢を73歳に引き上げ雇用の確保を図っている。それぞれの内訳は出向者267名、嘱託員1,083名、調査員251名、特任調査員29名で、その出身企業は200社を上回っている。



執務室

また、主席部員として調査業務に携わるためには、(独)工業所有権情報・研修館で行う法定研修を修了し、調査業務実施者に登録されることが必須であるため、同財団ではその教育訓練にも最大限の配慮を行っている。

制度導入の背景および概要

同財団における主席部員の新規採用は毎年約150名程であるが、新卒者の採用は行っていない。調査業務等に携わる主席部員の採用数は先行技術調査の受注数に影響されるが、特許庁では特許審査の迅速化・審査順番待ち期間の短縮化のための施策が展開され、その実現のためには、先行技術調査のアウトソーシングの拡大及び内容の充実が必要とされ、年々増加傾向にある。今後も調査水準を維持していくには、新規採用だけでなく、特許審査業務に熟練した技術者を雇用延長することにより、さらなる人員の増強を図っていく必要がある。そのため、平成19年4月から既存の「非常勤職員制度」を「調査員制度」とし、66歳以降の高年齢者能力の最大限の活用を可能とする雇用延長制度を再スタートさせた。同制度の対象となる66歳以上の主席部員は280名である。業務内容は65歳以下の嘱託員と同様、先行技術調査と分類付与であるが、個々のニーズの多様化や体力の低下などを勘案し、勤務形態や業務量に選択性を設けている。

勤務形態はフルタイムの他、本人の希望により、1月あたり10日または15日の短日数勤務の選択が可能となっている。業務量も選択した勤務タイプに応じて割合を引き下げ、個別調整できるようになっている。

～ 65 歳（嘱託員）	66 歳以上（調査員）	
標準業務量 (これを 100% とする)	常勤タイプ（標準業務量の 100%）	
	常勤タイプ（標準業務量の 84%）	
	月勤務 日数	15 日タイプ(標準業務量の 63%) 10 日タイプ(標準業務量の 42%)

勤務時間はフレックスタイム制を採用しており、コアタイムが 10:00～15:00 となっている。それ以外は受け持っている業務量に応じてフレキシブルタイム（8:00～10:00 および 15:00～20:00）の範囲内で各々調整する。一日の標準勤務時間は 7 時間である。先行技術調査は 1 件の調査につき 1 名で行い、他の職員との連携はないため、こうした柔軟な勤務形態の導入に適した業務であるといえる。

それぞれの業務量はポイント制により管理されている。調査は 1 件、2 件でカウントするのではなく、各調査毎にポイントを付与しており、新しい分野や高度な知識を要するものは、その分時間も能力も必要とされるためポイントが高く設定されている。選択した業務量の達成率と処理件数、内容を総合的に判断し、評価される仕組みとなっている。

また、同制度の他、公報審査資料の文献解析（公開後特許広報への F I 及び F タームの再付与又は追加付与）業務を在宅勤務による請負制度として募集しており、研究又は設計開発等の実務経験があれば現役、高齢者に限らず応募が可能となっている。

高齢者雇用の現状

65 歳を迎えた職員の多くは雇用延長を希望し、対象職員の 8 割は調査員として引き続き雇用される。15 日勤務を選択する者が 62% と最も多く、10 日勤務が 4%、その他がフルタイム勤務となっている。

また、業務は液晶ディスプレイを 2 台使用して行い、使用頻度も高いことから作業環境にも配慮している。調査業務は図面などを見て判断することが多いため、業務用に 21.3 型 1600×1200 のモニタがある他、調査用のディスプレイについては、22 型 3840×2400 ドット表示の超高精彩フルカラー液晶ディスプレイを導入、更に細かい部分の拡大や文字やアイコンを大きめに設定するなど目に負担がかからないよう高齢者に配慮した設計となっている。

健康管理には特に気を遣っており、定期健康診断や V D T 検診の外、施設内に健康管理室を設け、一人一人にきめ細かなケアを行っている。

クラブ活動も盛んであり、職員の親睦や健康維持に大きな役割を果たしている。こうした取り組みもあってか、同財団の高齢者は人数の割には体調を壊す人は少なく、仕事、趣味共に充実させ、生き生きと働いている。

今後の課題

同財団の特許審査に係る調査業務は、専門技術者の採用状況によって受注できるか否かが決まってくるため、今後は、調査員制度を維持し、引き続き専門性の高い技術者の確保を図っていくことが必要とされる。次年度には3拠点に分かれている事務所の統合を控えていることから、そのスムーズな移行と今まで以上のセキュリティの強化とともに質を維持した業務の効率化が課題となっている。